

資料集

【目次】

（報告関係）

- 資料１：ごみ量の推移..... 別添Ａ３資料
- 資料２：ごみ減量に関する主な新規施策の実施状況..... １
- 資料３：有料化財源の中長期的な活用..... ８

（議事１関係）

- 資料４：南部クリーンセンター第二工場に併設する
バイオガス化施設の建設計画..... ９
- 資料５：生ごみの発生場所での利用を経済的に可能とする小規模低コスト
バイオガス化技術の実証の実施に向けた検討..... １１
- 資料６：軽油と同等の高品質な燃料を動植物性の廃油から製造する世界初の
『「バイオ軽油」実用化プロジェクト』の実施について
（平成２５年１月２９日市長記者会見資料）..... １２

（議事２関係）

- 資料７：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する
法律の概要等..... １９
- 資料８：京都市の使用済小型電子機器等（使用済小型家電）の回収に関する
取組状況..... ４６

（議事３関係）

- 資料９：燃やすごみの４５リットル袋の廃止の必要性について..... ４９

（議事４関係）

- 資料１０：ごみ減量の現状と今後の方向性について（論点メモ）..... ５０

ごみ減量に関する主な新規施策の実施状況

1 家庭ごみ

(1) 2R

事業名	KYOTOエコマネー
概 要	・市内のコーヒーチェーン店や日本茶店15社90店舗と連携し、マイボトル持参者にエコマネー（ポイント）を付与 ・平成24年度からは市内の6社18店舗と連携し、リユースできる衣料品を持ち込むとエコマネーを付与 ・10ポイントで京の旬野菜又はトラフィカ京カードと交換できる仕組み ・マイボトル持参行動に地域通貨を活用する仕組みは全国初
実 績	・平成23年8月から開始し、平成23年度は延べ約2.5万人、平成24年度は延べ約2万人以上にポイントカードを配布 ・商品交換件数平成23年度：約6,500件 平成24年度：約5,000件

事業名	ごみ減量に向けた啓発
概 要	・生ごみ3キリクイズキャンペーン、生ごみ3キリ自己診断キャンペーンを実施 ・生ごみ3キリ下敷きを全市立小学校の4年生に配布 ・生ごみ3キリ啓発タブロイドを全戸配布 ・ごみ減量分別ハンドブック追記版、ごみ減量啓発チラシを全戸配布 ・「カンタン！コレだけ！ごみ減量ガイド」を発行
実 績	・生ごみ3キリクイズキャンペーン：平成24年10月、商業施設5店舗 ・生ごみ3キリ自己診断キャンペーン：平成25年1～2月、食料品販売店36店舗 ・ごみ減量分別ハンドブック追記版、生ごみ3キリ啓発タブロイドを配布：平成24年3月 ・ごみ減量啓発チラシを配布：平成25年1月 ・「カンタン！コレだけ！ごみ減量ガイド」を発行：平成24年8月

事業名	イベントのエコ化の推進
概 要	・平成22年10月、市内で開催されるあらゆるイベントで「エコ化」に取り組む風土を醸成する「京都市エコイベント実施要綱」を策定 ・要綱では、イベント主催者が取り組むべき内容を「5つのポイント」に分類 ①ごみの発生抑制とリサイクル推進、②省エネルギー・省資源の推進、③グリーン購入の推進、④交通手段における環境への配慮、⑤参加者の環境意識の醸成
実 績	・平成22年10月から「京都市認定エコイベント」登録制度を開始 ・平成24年度認定件数87件 ・平成23年4月からは、リユース食器利用促進助成制度も開始 ・平成24年度助成件数26件 ※いずれも平成24年12月末時点

(2) リサイクル

事業名	紙ごみリサイクル推進事業
概 要	・マーケット回収事業として、商業施設等の駐車場等を活用して古紙、古着の回収を行う団体等に対し、助成金を交付 ・家庭で排出可能な雑がみの種類をイラストで明記した雑がみ保管袋をコミュニティ回収制度を利用する世帯を中心に配布 ・クリーンセンターに搬入された許可業者収集ごみ及び持込ごみのうち、リサイクル可能な紙ごみを回収
実 績	・マーケット回収事業認定：4団体 ・8月から雑がみ保管袋の配布を開始し、約6万枚を配布 ・7月からクリーンセンターに古紙回収ボックスを設置し、約41トンの古紙を回収した。 ※いずれも平成24年12月末時点

事業名	移動式資源回収モデル事業
概 要	・市民から「出し方に困る」との意見のある塗料・溶剤、薬品類など従来収集を行っていなかった品目や、古紙、古着などの資源物について、できるだけ身近な場所で回収するため、日ごとに場所を変えて回収を行う。
実 績	・平成23年度は7箇所ですべて3回ずつの21回実施 ・平成24年度は68回実施予定 (平成24年12月末時点 58回実施済)

事業名	エコまちステーション（区役所・支所）及びまち美化事務所における拠点回収品目の拡大
概 要	・エコまちステーション 月1～2回の古紙類・古着類の回収を開始 ・まち美化事務所 古紙類の回収を新たに開始
実 績	・エコまちステーション，まち美化事務所ともに平成24年8月から拡大

2 事業ごみ

（1）排出事業者関連

事業名	京都三条会商店街における事業ごみ減量ワークショップの開催
概 要	京都三条会商店街商店街において，商店街の加盟事業者と許可業者を交えたごみ減量に関するワークショップを開催
実 績	・平成23年9月 第1回ワークショップ（ごみ減量を進めるうえでの課題を抽出） ・平成23年11月 第2回ワークショップ（商店街全体で試行的に実施する取組の決定（①古紙の共同回収②ごみ減量意識向上に向けた意識調査等） ・平成24年3月 第3回ワークショップ（減量取組の評価や今後に向けた意見交換） ・平成24年5月 古紙共同回収を開始（12月末時点で7,260kg回収）

事業名	剪定枝・刈草の資源化に向けたワークショップの開催
概 要	・クリーンセンターに持込ごみとして搬入されている剪定枝及び刈草の減量を図るため，造園業者と剪定枝等の資源化を行っている民間資源化施設の代表者等が参加し，資源化に向けた課題の解決策を図るワークショップを実施
実 績	・平成24年10月 第1回ワークショップ（剪定枝等の資源化に向けた課題を抽出） ・平成25年1月 第2回ワークショップ（課題の解決策についてのアイデア出し） ※平成25年3月に第3回を実施予定

事業名	ごみ減量に関する講習会の開催
概 要	業界団体の傘下事業者を対象に、事業ごみ排出の基本的ルールやごみ減量手法等を説明する講習会を実施
実 績	【平成 23 年度】 ・ 京都府生活衛生営業指導センター及び京都府料理飲食業組合連合会の傘下事業者（28 団体約 4,000 事業者）を対象に、飲食業向けの事業ごみ排出の基本的なルールや生ごみの減量手法を紹介するごみ減量に関する講習会を開催 ・ 平成 23 年 11 月 第 1 回講習会（参加者約 70 名） ・ 平成 23 年 2 月 第 2 回講習会（参加者約 85 名） 【平成 24 年度】 京都大学生生活協同組合に対し、ごみ減量手法の講演を実施 ・ 平成 24 年 11 月 第 1 回講習会（参加者約 25 名）

事業名	事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」の発行
概 要	・ 事業ごみの排出ルールや分別・リサイクルの方法等をわかりやすく紹介する事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を年 5 回発行（各号 4 万部）し、許可業者や関係団体を通じて排出事業者に配布
実 績	・ 平成 23 年 7 月 第 1 号創刊（以後、隔月 1 回発行、平成 24 年 12 月末時点で第 8 号まで発行済）

事業名	廃棄物の適正処理ガイドブックの作成
概 要	・ 一般廃棄物と産業廃棄物で分散して情報提供されていた事業系廃棄物の排出方法や分別ルールについて、一体的に情報をまとめるとともに、判断を誤りやすいポイントの解説や 3 R 推進に役立つ情報等を含め、分かりやすく実用的に活用できるガイドブックを作成
実 績	平成 25 年 3 月発行予定

事業名	特定食品関連事業者減量計画書制度の施行
概 要	・平成 22 年 9 月市会において条例改正を行い，食品リサイクル法に規定する食品関連事業者であるコンビニエンスストア，スーパー，ファストフード店等のうち市内にある店舗その他の事業所の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の事業者に対し，減量計画書の提出を義務付け，平成 23 年度からヒアリング調査や減量指導を実施
実 績	・平成 23 年 4 月 改正条例の施行（平成 24 年 12 月末時点で対象 43 事業者 84 1 店舗） ・平成 23 年 6 月 減量計画書の提出締切 ・平成 23 年 7 月～ 事業者の本社等を訪問し，ヒアリング調査及び減量指導を実施（平成 23 年度は 20 件，平成 24 年度は 12 月末時点で 21 件実施済）

事業名	事業用大規模建築物新築時減量計画書制度の施行
概 要	・平成 22 年 9 月市会において条例改正を行い，事業の用に供する床面積 1,000 ㎡以上の建築物の新築等を行う建築主を対象に，減量計画書の提出を義務付け，環境共生センターにおいて受付
実 績	・平成 23 年 4 月 改正条例の施行，計画書受付の開始 ※平成 23 年度は 50 件，24 年度は 12 月末時点で 43 件の計画書を受理

（２）一般廃棄物収集運搬業許可業者関連

事業名	全許可業者への巡回調査実施
概 要	・全許可業者（84 業者）を対象に事業所を訪問し，駐車場や車両等の施設の管理状況や法定の日報の設置有無を確認するとともに，ごみ量の変化や経営状況について聴取を実施
実 績	・平成 23 年度は全 84 業者を訪問・調査済，平成 24 年度は 12 月末時点で 51 業者を訪問・調査済

事業名	自己PR制度の施行
概 要	・一般廃棄物収集運搬業の市民に対する認知度や透明性の向上を図ることを目的に創設 ・本市の許可業者の個別紹介ページを設け，「許可番号」，「許可業者名」，「代表者名」，「郵便番号」，「所在地」，「連絡先等」，「会社紹介」の 7 項目及び写真を掲載
実 績	・事業系廃棄物対策室のホームページに各許可業者の情報（許可業者個別の紹介ページ（統一様式））を掲載済

事業名	新処分基準・新遵守事項の施行
概 要	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の法目的の実現並びに行政処分における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的に、現行の処分基準及び遵守事項を見直し ・ 新処分基準，新遵守事項では，許可業者に対する行政指導から行政処分までの流れや基準を明確化 ・ 違反行為に対する抑制効果を高めるため，違反行為が累積した場合に，より厳しい処分に移行していく累積・累進制度を導入
実 績	・ 平成 23 年 10 月 1 日から施行 ・ ホームページで処分基準及び遵守事項を公開

事業名	一般廃棄物収集運搬業従事者必携ハンドブックの作成
概 要	・ ①新入社員の基本的な知識の習得，②社内研修を通じた従業員の知識・意識の向上による適正な作業の徹底，③収集運搬作業中に分からないことがあったときやクリーンセンターなどで問題があったときなどトラブルへの対応，を目的に許可業者の従業員向けの冊子を作成
実 績	・ 平成 23 年 11 月作成済 ・ 許可業者，関係部署，政令市に配布

事業名	従業員研修の実施
概 要	・ 許可業者の従業員を対象に，収集運搬業務の適切な推進に係る知識や技術など，能力向上を図ることを目的に開催 ・ 一般廃棄物収集運搬業従事者必携ハンドブックを教本に，①自分の意見を述べたり他者の意見を聞いたりする参加型研修，②各自が持っている悩みや課題を情報交換しながらいろいろな気づきを得て解決に導く，研修プログラム
実 績	【平成 23 年度】 ・ 約 500 名を対象に 6 回開催 (11/29, 12/5, 1/15 (2 回) , 1/19 (2 回)) 【平成 24 年度】 ・ 平成 25 年 2 月に 4 回開催予定

(3) 分別・リサイクル関連

事業名	剪定枝及び刈草の資源化施設への誘導
概要	・資源化可能な剪定枝及び刈草について、民間資源化施設に搬入し、資源化するよう啓発を実施
実績	・剪定枝及び刈草を排出する事業者、造園業者等に対する訪問啓発を実施 ・持込ごみ搬入者に対するチラシ配布を実施

事業名	クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収
概要	・クリーンセンターに搬入される業者収集ごみ及び持込ごみから、古紙類（段ボール、雑誌、新聞紙、雑がみ等）を燃やすごみと分別し、民間資源化施設に搬入する事業を実施
実績	・平成 24 年 7 月 9 日から開始 ・平成 24 年 12 月末時点で 53,470kg 回収済)

3 全 般

事業名	東部クリーンセンター休止
概要	・老朽化が進む東部クリーンセンターを平成 25 年 3 月末に休止し、現状の 4 工場体制から 3 工場体制に移行 ・休止作業のため、東部クリーンセンターへのごみの搬入を平成 25 年 1 月 18 日をもって終了し、東部クリーンセンターで発生するごみ焼却余熱を利用している「東余熱利用センター」も同月 22 日に営業を終了

有料化財源の中長期的な活用

1 京都市廃棄物減量等推進審議会「有料化財源の活用方法に関するとりまとめ」

(平成 22 年 8 月) (抜粋)

- ・ 市民環境ファンド積立金のうち、有料化財源によるものについては、三つの分野（ごみ減量・リサイクルの推進，まちの美化の推進，地球温暖化対策）に活用することを基本とすべきである。
- ・ 将来的な課題を見据えて取組を検討する必要があることから，中長期的な視点で，目的を持って積み立てるべきである。
- ・ さらに，具体的な積立金の活用対象について整理する。中長期的な視点で積み立てを行う必要があることを踏まえ，ごみの減量・リサイクルや環境学習等に関する施設の整備費に積立金を活用することについて，市民アンケートで質問した。その結果，「活用すべき」が37%，「一部であれば活用すべき」が35%，「活用すべきでない」が8%，「どちらでもよい」が8%となっており，運営管理経費と同様に，「活用すべき」と「一部であれば活用すべき」の合計が7割強と高い割合である。このことから，運営管理経費と同じ考え方に基づき，積立金の活用対象とすべきである。

2 京都市の検討状況

25 年度予算の編成に向け，引き続き有料化財源の計画的な積立てを検討するとともに，現在までの積立額の活用方法について，例えば，南部クリーンセンターの建替えにおいて，これまでのクリーンセンターのイメージを一新し，先進的なモデルとして整備する世界最先端の楽しく学べる環境学習拠点への活用や，再生可能エネルギー分野への活用などについても検討を進め，市民の皆様の目に見える本市ならではの事業への活用に努める。